

その四十四億生ずるゆえんの一つの原
因は、預託金利でわれわれの方から郵
便貯金特別会計の収入に入る金利を先
ほど申し上げましたように一厘ずつ下
げてきておられますので、そういうた
ころも勘案してお考えいただく必要が
あるわけでございます。それで結局そ
の四十四億程度の赤字というものがい
つごろになつたならば生じなくなるか
という将来の見通しの問題になります
と、先刻政府委員の法規課長から申し
ましたように、われわれの方でいろいろ
計算をいたしてみましたが、今後にお
ける事務費に大幅なベースアップそ
の他の変動というものがなくと仮定し
たした場合に、まあ大体千億程度
内外の残高がふえていくというこ
とにいたしますと、昭和三十八年ぐ
らいには黒字に転じてくるのではない
か、これは見通しによりましていく
詳細に計算いたしましたが、人によつ
て多少の違いがございますが、郵政省
の専門家の意見では、郵便貯金の残高
が大体一兆程度になるという情勢にな
れば、それによつて赤字というものは
現在のようない金利政策で参りまして
生じなくなるのではないかと、いろいろ
に考えているのでございます。われわ
れとしましては大きな見当におきまし
ては大体同じ意見を持っております。

○藤野繁雄君 ただいまのお話によつ
てみますと、金利コストが高いこと
から赤字になるのだ、こういうふうな
ことであれば、この国会で議決しまし
た郵便貯金の金利は引き上げられたと
いうことになっておるのであります
が、そういうふうなことであれば、ま
ますコストが高くなつて赤字がふえ
るようなことになるおそれがありはし
ないかという心配であります。その
点いかがでありますか。

○説明員(福田勝君) そこは御質問の
ような点は、確かに一般的に申しま
すれば、郵便貯金の預金者に払いま
する金利というものを、郵便貯金特別
会計としては赤字を生じておる前提にお
きましては、当然上げることは、その
他の収支面だけから判断いたします
とよくないわけでございますが、しか
しながら全体の今の金融政策が貸し出
しのレートというものを対してはこれ
をできるだけ下げる。しかしそれは同
時に預金金利を同じだけ下げるとい
うことによつてやるのではなくて、経営
の合理化なり何なりでやつていくとい
う線で参つておりますので、預金吸収
について銀行預金の免税、その他の政
策をとつております線から申しまし
ても、できるだけ郵便貯金の預金金利
というものが全体の金利体系の中で少
くとも当を失しない程度には保証して
おきませんと、結局ただいまの私が申
上げました将来郵便貯金の赤字を消す
ための最も重要なポイントでございま
す残高の増加というものに非常に影響
が生じてくるおそれもございます。そ
ういふことから言へば、やはり預金金
利というものを今までできるだけ資金
吸収上糧当であるという線までは上げ
てきたという線において考えられたこ
とは、間違つてはいないのじゃないか
というふうに考えております。

○藤野繁雄君 次はこの提案理由の説
明によりまして、この際、この会計の
運営を一そう円滑にするため、一般
会計への繰り入れを取りやめ、積立
金に充てるべき金額を確保して資金
の増強をはかることが必要であ
ると思へますので、決算上の剰余
は、すべてこれを積立金として積み立
てることができるよういたそう、こ
ういふふうなことであります。特
別会計の予算書を見ますと、と、ど
れだけの決算上の剰余金があるか
というところがわからないのであり
ます。それでそういうふうなことを明
かにするために、この予算書に貸借
対照表及び損益計算書をつけたらば
直ちに決算上の剰余金がわかる、こ
ういふふうなことになるだろうと思
つておるのであります。開拓者資金
通特別会計法の一部を改正する法律
の場合においては、従来の経理が明
らかでなかつたからというふうなこ
とで、貸借対照表、損益計算書を作
るようになったのであります。それで
同じ国会に出すところのものであつ
て、一方の方は貸借対照表及び損益
計算書なんかをつけたら、これには
つけない、という理由があつたなら
ば、その理由を承わりたいと思つて
おるのであります。また決算上の剰
余金はどのくらいあるのか、その
点も伺いたいと思つておるのであり
ます。

○政府委員(村上孝太郎君) バランス
シートその他附属参照書類の問題に
つきますと、よく研究いたしまして御
返答いたします。

それから決算につきましては、本年
度、昭和三十年度の方はこれは決算
はわからないわけでございますが、昭
和二十八年度といたしましては、当初
予算で約四十億円の利益金を見込み
まして、予算上これを郵便貯金特別
会計に繰り入れることになっておた
のであります。が、決算のときにはさ
らに十四億ばかり利益金が増加いた
して、これは旧法の付則に従いまし
て、一般会計に繰り入れたらうなわけ
であります。

○委員長(青木一男君) 他の御質疑が
ございませぬければ、次の問題に移
ります。

○委員長(青木一男君) 関税定率法等
の一部を改正する法律案(予備審査)
関税定率法の一部を改正する法律案
(予備審査)

以上二案を一括議題として質疑を行
います。

○岡三郎君 ちよつとこれに直接関係
があるかわからぬが聞きたいことがあ
る。輸入物資の中でいわゆる外貨の割
当てがないもので港へ着く物資がある
と思う。それがいつの間にか保税倉庫
に入つて、また後刻外貨の割当ての
ときにうまくそのレートへ乗つて、そ
して国内へ出されるというふうな
ことがあつて聞いておりますが、そ
れはありまじょうか。

○政府委員(北島武雄君) 往々にいた
しましてライセンズがなくて日本の港
へ持つて来る品物があるものであり
ます。それからまたライセンズがござ
いまして現物とライセンズの品名と異
なるものが来る場合がございます。こ
ういふ場合におきましては、税関とい
たしましては、輸入貿易管理令の建
前上現品とライセンズ名とを対照いた
しまして、もし全然ライセンズの品名
と、あるいはまたライセンズの品名と
現物と違つ場合におきましては通関を
いたしております。ただこの場合に
おきまして、関税法に貨物の収容処分
というのがございます。これは通関で
きなかつた貨物につきまして、いつま
でも倉庫をふさいでおくわけにもい
きませんので、一定の期限の経過によ
りまして、税関で強制的にこれを収容
いたしまして公売処分いたしてござ
います。ただし、もともとライセンズ
がなくて、あるいはまたライセンズの
品名と違つ現物が入つてきた場合、こ
れを早期に実施いたしまして、結局に
おきまして輸入ライセンズの品名
が国内に入ることになりますので、
税関の固有の権限をいたしましては、
貨物の収容処分という行為がござ
いまして、その場合におきましては、
通産省とよく連絡をとりまして、決
して不正な輸入者をしてもらはせ
ない、こつと意図のもとに、一定
の期間を相当長くおきまして、そ
して通産省と連絡の上、もうこの程度
になつたならば、かりに収容公売
いたしまして、インポーターに得とな
らない、こつと時期において収容
処分をいたしてございます。

○岡三郎君 先般の衆議院の予算委員
会において、コンニャク粉の問題が問
題になつたことがあるわけなんです。
それでこれは群馬地方の農民の重要
な資金源である。ところがあれを香
港あたりから持つて来て委託加工云々
という言葉を、まあ通産大臣はさうい
うのをやめた方がいかにもわからぬ
というふうなことで答えていたのを、私
は聞いたわけなんです。その場合にお
ける委託加工とか、こつといたしたもの
が実際に付されてきたというものは、ど
ういふ法的な建前でやつておるのか、そ
れを一つ説明が伺えたらと思うので
ございます。

○政府委員(北島武雄君) 多少私の所
管でないものも入つておりますが、私
の存じておる範囲で申し上げますと、

通産省におきましては、外国から物を入れたまは、そうしてそれに加工して、外国へさらに輸出をする、こういう場合には外貨の獲得になるものでございまして、コンニャクにつきましても輸入いたしました、それに加工して、そうして製品として輸出するということ、業者が通産省に申請いたしましたのです。ただ私もいたしましては、コンニャクにつきましては、

点でたまたま粘土というふうなことにして密貿易したのがつかまつた。また相当、こういう価格が違つておるもので、そういうものがあると思うのです。これは正確な話でなくともいいと思うのですが、大体そういうふうなもの、密貿易の状況といふ、そういうものに対して、どんなふうなふうに考えておられるか、税関対策として……。

だいた問題がありますので、こういうものを委託加工貿易としてやるのは、合意という意見を再三述べたのであります。通産省としては、とにかく表向きに輸入した、それを加工したとして、外国に出して外貨をかせぐという一応大義名文の通つた申請でありますので、税関の厳重な監督のもとに作業するという条件のもとに、実はコンニャクの委託加工を認めたのでございまして、それにつきまして、衆議院で御指摘がありましたように、実は清水におきまして、いかがわしい事件が起きております。税関といたしましては、監督上の責任を十分感じておるわけでありまして、目下この事件につきましては、調査中でございます。検査庁の方面ともよく打ち合せております。

かに入れますれば巨利を博するものでありますので、あるいは陶土と称し、あるいはまたふすまと称しまして、原品をひそかに輸入せんとした例があるのではありません。これらにつきましては税関でそれぞれ検査いたし、また最近の陶土の問題につきましては、これは目下告発の準備をいたしております。昨年のふすまの問題につきましては、すでに告発し、起訴済みで目下裁判中でありまして、この価格差を利用するところの密輸入が最近非常に多いようでありまして、税関におきまして、この点については、取締りに実は苦心しておるのであります。たとえばコンニャク粉については、ふすまといつて来た場合に、間違えるはずがないじゃないかと、いうふうに一応考えられる。私どもの方でも実は疑問に思つておつたのであります。コンニャク粉を非常にこまかく粉砕いたしますと、ほとんどふすまに似通つておる。あるいは場合に、よつて陶土に似ておる。こういうふうなことではありますので、税関においても非常につかまえるのに苦心いたしております。昨年大阪におきまして、やはりこれはシーザー・ゴムと称しまして、コンニャク粉が入つた例がございまして、これは税関で分析の結果、明らかにコンニャクであると認めまして、検査いたしましたのであります。こういう事例につきましては、税関でも極力そういう品目につきまして各税関に注意を促しておるわけでございます。

○岡三郎君 私、きのうだか新聞にも、四十トン粘土としてコンニャク粉を入れた、いわゆる密輸入か何かしたのがつかまつた、そういうのを聞くと、コンニャク粉のいわゆる外国の生産コストとここのコストがずいぶん違ふので、非常に業者といふものが、何とか向うのやつを入れて利益を取らうという希望が強いというふうに聞いておるわけでありまして、そういう

○岡三郎君 ちよつとワク外の質問みたいになつてお許しを願ひたいと思つたのです。きのうだか新聞に出ていたのは、あれが私のいうのと合つておるかどうかしりませんが、先般横浜だかど

こかで、自動車をずっと連れて、何が積んであるかわからんが、それで群馬県へ行くのだけれども道を教えてくれと交番へいつて来た。交番の巡査も日中に自動車をえんえんと連れて群馬県へ行く道がわからないのはおかしいと思つたけれども、そのときは通して、しばらくたつてから、どうもあれはおかしいといふので途中で調べた。それがコンニャクの粉だつたといふことがわかつて、それはとてもないことだ、と、そういう話がありました。コンニャクの密輸入といふものが多いたが、内地産のものと外地産のものが違ふ、こういうことを言う人があるわけだ。それで外地産のいわゆる密輸入品を大阪あたりへだいたい運んで来ておるのだが、出るといふと色の工合でわかつてしまふといふので、非常にいろいろと運動が行われているのはないかという話があった。そういう点で私はコンニャク粉にかかわりませんが、非常に京阪神地帯を中心にして密貿易といふものが相当まだ行われておるのじゃないかといふので、その話から伺つたわけだ。こういう点についても、十分探索せられておると思つたのですが、そういう点をお気をつけ願ひたい、こういうふうなことをするならば、国内のそういうふうな生産者等の立場もあるでしょうが、全然押えて入れないといふことが、いのかどうか。前には正式に外貨の割当をして入れたことがあるといふことも聞いておるわけだ。それを全然押えて国内価格を維持するといふことで密貿易をしたならば、相当莫大な利益があるとい

うことから、同じことが繰り返されておるのじゃないかといふことがあるので、ある程度適正価格になつておると思うのですが、その一定数量を入れた場合に、国内の方の生産者がこれに対して反対をするのかどうかよく知りませんが、そういう点についてはその正當なる業者に一定の量が外貨によつて入れられるといふことについては、どうなんですか。

○政府委員(北島武雄君) これは通産省の所管に属するかと存じますが、外貨の使用を最も効率的ならしむる意味から、わが国においてできるだけ必要な品目を入れて、不必要な品目は入らないという建前をとつておることは御承知の通りであります。入れないといふ建前をとつておる品目の中には往々にして国内価格と大きな開きがある。従つて密貿易をしたらもうかる、こういう現状にある程度なつております。これは輸入制限を実施いたします結果、ある程度避くべからざる害悪ではないかと思ひます。税関といたしましては、一応貿易管理の面におきましては、通産大臣の指揮監督を受けまして、実行いたしておりますので、通産大臣がライセンスを出さない場合におきましては、税関としては、これを出すわけにいかないという立場になつております。ただ意見としては、通産省方面に常々私税関からの立場において特定の品目について申し上げておることもあるわけでありまして、これは具体的に申し上げることは省略いたします。

○岡三郎君 外国商社の中に、つまり外貨の割当を必要としない商社が、一番初めに質問した問題に関連するので

すが、一定の品物を持って来て、これをアフロートとかいう名前で運搬あたりでは呼んでゐるというところを言つていますが、要するに適当なところから外国の商社が砂糖なら砂糖を買い付けにおいて、そうして、こっちの方の外貨の割当で切られると、それがすりかえられて出て来るという例があるというのを聞いておるわけですが、そういう品物はアフロートというのだ、アフロートというのは海に浮いてゐるというのでしよう。ところが海に浮いておる品物がいつの間にか保税倉庫に入つておる。こういうふうなことはしきたりだといふことを聞いておるのです。これは税関の方としてはどういう工合にこれを取り扱つておるか、一ぺん聞いてみたいと思つてゐるのです。つまり普通なら外貨の割当あるいはバターとかリンクとかいろいろ前はやつておつたが、それは外貨の割当も優先外貨も何もないのです。とにかく外国の商社から自分の手持ちの外貨で品物を持って来て、海に浮んでゐるのだけれども、いつの間にか保税倉庫に入つて来ておる。こちらの外貨の切符を切られると、それと代つて出て来るというふうな、そういう商社があるのだといふことを聞いておるのです。そういうことは税関の立場としていかあるべきものかと、こういうふうには私には……

○政府委員(北島武雄君) おそらくただいまのお話の場合は、たとへば外国に本店があつて日本に支店のある外国商社が、本国から無為替で保税倉庫に入れて、あとで日本人がライセンスを取つて保税倉庫から取る。こういう無為替につきましても、通産省としてもみだりに認めておりません。日本

商社を圧迫することになりますので、無為替輸入につきましても、保税倉庫に入れるところの品目につきましてもは、比較的制限されておるのであります。

○小林政夫君 速記をちょっと。

○委員(青木一男君) 速記中止。

○委員(青木一男君) 速記開始。

○小林政夫君 先だつて一通りのガツト加入の話があつたのですが、そのときに英国の關係ですね。終始反対してゐるのですが、日本の加入に積極的でない国の動向を説明してもらいたい。

○政府委員(北島武雄君) これはあるいは速記を御停止願つた方がよろしいかと思ひますが……

○委員(青木一男君) 速記中止。

午前十一時二十八分速記中止

○委員(青木一男君) 速記開始。

午前十一時四十五分速記開始

○小林政夫君 これはもう質問があつたかもしませんが、重油関税の問題ですね、陸上用、海上用と分けてA B C重油、これの通関の際に、どうやつて見分けるかという、この見分ける方法については自信があるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 税関におきましては、陸上用、海上用についての区分はもちろんださういふわけでは、今度の関税定率法の附則の別表をあらわしたくましても、原油について一律に二%、それからB重油、C重油につきまして六、五%、A重油につきましては免税、こういうふうな規定があるのであります。この区分につきましても、税関の現在の鑑定に分析能力におきまして十分できる確信がございます。

○小林政夫君 だいたい業界というかの方面では、A B C重油の鑑別はむづかしいのじゃないかというところですが、十分できるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 法律案をあらわしたくましてもわかるのでございしますが、重油と申すのは、B重油、C重油のそれぞれ比重あるのは引火点等によりまして区分いたしてあります。この鑑定は比較的簡単な機械でできるわけでございます。税関としてもこの区分につきましても、万々誤まりなく鑑定ができるものと考えております。

○委員(青木一男君) 他に御質疑ございせんか。

○青柳秀夫君 映画用のフィルムを従価税から重量税に直すというの、提案の理由にもありましたけれども、一番の目的は何のために直すのですか。

○政府委員(北島武雄君) 本来から申しますと、映画フィルムというのは、重量税に適當した品目であります。御承知のように輸入映画は大部分、その八割が歩合契約であります。輸入いたしましてから、出して興行収入の歩合によりまして決済する、こういう制度でありますので、従価税制度は非常に困難であります。鑑定価格をいかにつけるかというところは非常にむづかしいのであります。先般もちょっと御説明申し上げたように、ただいままでのところ暫定的措置ではございますが、なまフィルム代、それと現像代、焼付代を加算したものを、これをもととして日本までの運賃、保険料を加算するといふやり方でございまして、これはいかに不合理なやり方でございまして、従来からこの鑑定価格――もし従価税とする場合に、鑑定価格をより合理的にするにはどうしたらいかがというところで、税関としては悩んでおつたのであります。たまたまガットの関税交渉におきまして、アメリカから、現在わが国がやつておりますような鑑定価格のつけ方で、従価三十四で課税するというところで約束してくれ、こういう要求がございました。ところがこれは私の方から申しまして、いかに不合理な現在の鑑定価格でありますので、例を申しまして、かりにマチスの絵を絵の具代とキャンバス代と額ぶち代をかけたら、あなた方どうですか、われわれ映画でも同じようなやり方をやつておるのであります。これは不合理なことは明白であります。この不合理なままでは、現在の日本の映画フィルムに対する課税は、これはわれわれとしてもどうしてもいかぬといふことで、結局世界各国がいずれも従量税率を映画フィルムに對しては適用いたしてあります。この点も考へ合せまして、かつ各国の従量税率を参照いたしまして、このようになつて五ミリの映画フィルムにつきまして一メートル及びその端数ごとに三十円を課税をいたしてあります。ところがこれですと、平均いたしまして四割一分ぐらゐは従来の課税より高くなる。ガットによりまして、ガットで協定した結果の税金と、それから現在のやり方と税率の改正のやり方と、いずれか低い方を適用するといふことになつております。そういたしますと、平均四割一分程度上の方の従量税率が働かなくなることになります。それでアメリカにおいても、日本側がこれのガット加入と同時に適用する

○青柳秀夫君 詳細な御説明伺つたのですが、結局はあれですか、関税収入を上げるのに従量の方が都合がいいといふために、国庫収入をふやすのに都合がいいから従量にするという趣旨でございせんか。それとも従量の方が映画フィルムというものの課税には適當であるから、収入が多いか少いかは第二義として、そういうふうな適用されるというのか、あるいはまたアメリカの方からガットについての勧めがあつたから、それに従つてやるというのか、その三つのうちどれでございせんか。

○政府委員(北島武雄君) 御説明した通りでございます。従来から問題があらりました関税定率法の別表の輸入税率表そのものを従量税率に変へるということにいたしまして御審議をお願いいたしておる次第でございまして。ただしガットで協定いたしましたのは三十五ミリの撮影済みの映画フィルムに對しては、一メートル及びその端数ごとに三十四、今回御審議願つております税率をいたしましては三十五ミリの映画フィルムは、撮影済みのものにつきましては一メートル及びその端数ごとに三十四といふ協定税率を加味いたしました。これは協定税率につきましては、ガット加盟国の中で日本に對してはガットの三十五を適用しない国及び日本に對しては最惠國待遇を享受する国につきましては協定税率の安い方を適用する、日本に對しては最惠國待遇を享受しない国、あるいは日本としても与へる義務のない国等に対しては一メートル五十円といふ高い方の鑑定税率を適用するといふことに相なつております。

○青柳秀夫君 詳細な御説明伺つたのですが、結局はあれですか、関税収入を上げるのに従量の方が都合がいいといふために、国庫収入をふやすのに都合がいいから従量にするという趣旨でございせんか。それとも従量の方が映画フィルムというものの課税には適當であるから、収入が多いか少いかは第二義として、そういうふうな適用されるというのか、あるいはまたアメリカの方からガットについての勧めがあつたから、それに従つてやるというのか、その三つのうちどれでございせんか。

○政府委員(北島武雄君) これは本来は撮影済み映画フィルムは、これは従量税が適当な品目でございます。現在昭和二十六年の関税率の改正によりまして、わが国の関税率はすべてが従価税になっております。その前におきましては、日本の関税率の六割五分が従量税でございます。三割五分が従価税というふうに、むしろ従量税率の方が多かったのであります。二十六年の一般的改正の際に、すべて従価税に切りかえられたのであります。しかし今から考えますと、そのときにおきましても、映画フィルムのごときは従量税率にしておくべきであつたかと思ひます。各国の例を見ましても、戦後インフレーションの著しい影響をこうむりましたときにおきましては、一斉に関税率の改正をやつております。たとえば、イタリヤ、ドイツ、こゝろいふうな国も一斉に関税率を改正いたしました。これらの国々は、ほとんど従価税に切りかえております。ただ映画フィルムにつきましては、これらの国でもいづれも従量税率をやつております。本来従量税率が最も適当した品目であると考えますが、今回のアメリカとの交渉におきまして、アメリカ側から別に従量税率にせよということは全然ございませぬ。むしろ現在の従価税率のまま、現在の鑑定価格のままを進めるといふ要求がありましたのを、それを断りまして、日本としては各国並みに、適当な従量税率に持つていくというところで、むしろ引き上げの約束をして参つたのであります。

○青柳秀夫君 私は映画のことをよく知らないのですけれども、ずいぶん映画でも評判のいい映画で収入の多いものもあるようです。さつき御説明にもあつたようですが、この映画のフィルムというものは、初めにこの映画は幾らと、こゝろ何か標準があつてきめるのじやないのですか。一応はきめておいて、日本に來ての収入によつて、あとから値段の取引のときにきめるのでございませうか、その点はどうか。

○政府委員(北島武雄君) 輸入されまふところの劇場映画フィルムの八割が歩合契約であります。日本に入つてからかち得たところの興行収入の中で七、三とか四分六とか、こゝろいふ契約でもつて送金して決済する、こゝろいふやり方でありませう。なお、そのほかに残り二割は完切り、買切り制度、これは普通の貨物と同じやうに、どんなにあつても興行収入がなるとも、当初の完切り、買切りの値段でやる、こゝろいふこともあるわけでありませう。原則として——と申しますより、先ほど申し上げましたやうに、輸入される劇場映画フィルムの八割は歩合契約であります。

○青柳秀夫君 そふしませうと、関税といふのは、歩合制になつていて、日本における収入がきまつてから、あとからそれによつて税をおとりになるのですか。

○政府委員(北島武雄君) そふいふことはちよつと技術的に非常にむづかしいのでありますので、今までのやり方は、ただ港に着いて申告いたしましたときに、なまフィルムの値段、それに現像代、焼付代を加算してやつておるという事情でございませう。その興行の価値がどのくらいであらうかといふやうな判定は税関ではつきりつけにくい、あつてもつて収入を得た結果を調整するといふことも非常に技術的に難

点であるので、そこで従量制に切りかえまして、適当な従量税率をかけることによつて課税のいざこざをなくし、それからかたがた改訂の税率でやる、こゝろいふ趣旨であります。

○青柳秀夫君 そふなりましたと、大体が従量税率であつても、従価税率であつても、映画の内容の価値判断はしないとなれば、そのものは同じやうに思われませうが、私はたとえば美術品のやうな絵とかいろいろのものによつて、大体の評価といふものがきまつていて、その評価に応じて取引価格がきまるから、高いものには高い関税、安いものには安い関税、この方が公平じやないか。ただ一律に従量税でいくのは、やや簡単でありますけれども、あまりにこゝろいふ芸術品のレベル——Aクラス、Bクラス、Cクラスとすれば、少し簡単過ぎて、Aクラスの人には有利でしようけれども、Cクラスの人には不利のをかりに輸入するとすれば、その人は不利になるといふやうにちよつと思つたわけなんです。そこでいま一言お尋ねしますけれども、まあ大した影響はないと思つても、日本の輸入しておる映画方面の御意向といふものはどんなふうか、打診されましたか。

○政府委員(北島武雄君) これは実は日本の映画業といつたしましては、従来から日本の税関の映画フィルムに対する課税が手ぬるいといふことで、だいたいお小言がございまして、もちろん輸入業者の方としては関税は上げられるのは困るかと思つておりますが、日本の国内の映画企業といつたしましては、日本の現在の、今までの税金のとり方はいかにも不合理である、安過ぎ

る、何とか引き上げてくれという陳情は前に受けたことはございませう。今回の改正に對しましては、たまたまジュネーブにおきまして、業者の方々の意向を聞く余裕もございませぬし、各国いづれも従量率を採用しておる点、それからあるいは各国の従量税率の高さ等から考えまして、一メートル及びその端数ごとに三十円ということが適當であらうといふことで、アメリカと協定いたしましたわけでありませう。

○小林政夫君 この前のガットの分は読んだけれども、今度の分は読んでおられません、先ほどのお話で、新ガットでは協定書の第二部は強制適用といふことですが、それはどういふことですか。この関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書、アメリカを初めとして教団が一部、三部はよろしい、それから二部は現行の法律で発揮する最大限度においてやる、この点……。

○政府委員(北島武雄君) ただいま国会で御審議願つております関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書は、現在のガットの規定に基いておる議定書でございまして、先ほど御説明いたしましたやうに、現在のガットのもとにおきましては、第二部の規定は加入の際に多少日にちに前後がございませうが、加入のときにおけるところの当該国の法令に反しない程度において最大限度にそれを遵守する、こゝろいふことになつておるわけでありませう。

○政府委員(北島武雄君) まだ国会で御審議いただいておりませぬので、外務省で目下印刷準備中——準備ができているかと思ひますが、たしか国会にはまだ御承認の段階に至つておりませぬので、提出はいたしてないかと存じます。

○小林政夫君 旧ガットへ入つて、それから手続的にはどうなるのですか、新ガットへ移るには……。

○政府委員(北島武雄君) 一応旧ガットに入りまして、そしてガット加盟国になります。それから現在のガット加盟国が新ガットの議定書に署名、批准書に署名いたしましたして、そこで新ガットに加入できるわけでありませう。ただいまのところ申しますと、一応九月十日に日本は旧ガットに加入できる見込みでございませう。新ガットの方の協定の方では、その後において署名するといふことにならうかと存じます。

○小林政夫君 そふすると、新ガットの特に第二部ですね、旧ガットの第二部に相当する新ガットの規定といふものは大分違ふのですか。

○政府委員(北島武雄君) ただいま伺いましたら、新ガットの規定もお手元にいつておるやうであります。今回第二部で従来のガットと違ひました一番大きな点は、数量的制限の問題、輸入

制限の問題、それとも一つは輸出補助金の問題、これが大きな改正でございます。輸入制限につきましても、現在のガットの規定は非常に複雑でございます。一応輸入制限はいかぬといふことが十一條に規定されておりました。十二條におきましては国際収支を擁護するために輸入制限ができるという規定になっております。それから十三條におきましてはその国際収支を擁護するために輸入制限をする場合においても、各国無差別に扱わなければならないといふことが第十三條に規定されております。十四條におきまして、しかしその場合においてもIMFの承認を得た場合等においては差別的待遇がでるということになっておりました。現在各国の輸入制限がそれによつて認められておるわけでありまして、日本も加入によりまして、その適用を受けておるわけでありまして、日本の現在実施いたしております輸入制限につきましても、IMFに協議いたしまして、IMFの承認を得て、従つてそれがガットの承認を得て實際的になるわけでありまして、ところが今度改正されまします新ガットにおきましては、これは非常に目に見えぬ見方がありまして、これは輸入制限についてガットの承認を求めなければならぬ、協議をしなければならぬといふことになっております。そのある一定の日といふのは、これは非常にあいまいでございますが、ガットの加盟国でしかもIMFに加盟しておる国の全体の通貨量の――貿易量で、その五〇%以上カバリーする国が通貨の交換性を回復したときに、すなわち、これははつきり申しますと、ポ

ンドが交換性を回復した場合、そうなりますと、そのときに当てはまる、ポンドが交換性を回復いたしますと、そのときにございまして、各国が現在実施しておりますところの輸入制限を一応ガットの方に、スクリーンにかける、それから一年たちまして以後は、毎年ガットに協議して輸入制限を認めてもらふ、こういうことになっております。それからもう一つの点は輸出補助金の規定でございます。これは新ガットの十六條に規定されております。従来は輸出補助金につきましては、ただガットの総会に協議すればいいということになっております。今回のガットの規定におきましては、輸出補助金について第一次製品、すなわち農業、水産業、林業、あるいは鉱業、こういう一次的な原始的産物については輸出補助金がある程度続けたい。第二次製品、工業製品等につきましては原則として、一九五八年の一月一日、またはそれ以降でできるだけ早い日において輸出補助金をやめる、こういうふうになっております。それからもう一つの制限は一九五五年、すなわち今年の一月一日現在における各国の輸出補助金の範囲を拡大するようなことはいかぬ、こういう二つの規定がございまして、各国において現在やっております輸出補助金を、今後逐次これを縮小ないし廃止する方向に持つていかなければならぬ義務を負わされておるところでございます。

だが、一応旧ガットの加盟国にして簡単な署名手続きをしてすぐ新ガットに移行できるなら、どうして二重の手続きを経なければならぬかということが了承できない。

○政府委員(北島武雄君) 新ガットの方では実施が出来るのでありまして、議定書がたしか四つになっておりますが、この議定書の四つの効力の生ずる期間が大分あとになるわけでありまして、日本といつたしましては、とにかくガット加入をできるだけ早くしたい、各国においても今までの懸案をできるだけ片づけたい、こういう意味におきまして、今回関税交渉が行われたわけでありまして、アメリカの国内事情、すなわち互惠通商協定の改正前に今度の改正交渉をいたしまして、早急に日本をガットに入れようという事情から、取りあへず旧ガットにまず加入して、その後において新ガットに加入する、こういう手続きになっております。

はまだでございまして、いろいろ見込みでございます。ことしの秋以降、あるいは来年になるかもしれないのであります。

○小林政夫君 もう少し私も勉強して具体的にお聞きしますが、アメリカの通関手続等について、現行法と合致する最大限度において旧ガットの第二部、今まではこういう条件として施行する、新ガットにおいては、特に合衆国においては通関手続等において差別待遇のないように非常に簡素化するということは、新ガットの場合においては無条件でやるわけですか、これをもしも国内法令に違反しておれば自分の方を直す、こういう心構えで新ガットに加入するのですか。

○政府委員(北島武雄君) お説の通り関税上の通関手続につきましては、ガットの第二部に規定されております。これはまあ今までは任意法規でありまして、今回強制法規、強行法規に相なつております。わが国の通関手続におきましては、現在ガットの二部の規定に抵触するものは全然ございません。これは問題はないのであります。アメリカの方におきましては、現在の第二部に規定をしております通関手続におきましては、比較的何と申しますか、抽象的な書き方でありまして、あるいは具体的な事項といたしましては、輸入及び輸出に關する手続についてはこれは公表をするとか、それから政府が輸出入に關して、關連する手数料、料金はそのサービスの範囲内においてはとらんといたしまして、このガットの第二部の規定に反する通関手続にはなつていな

いのじゃないか、こう私は考えております。

○小林政夫君 その点が旧ガットと新ガットと変りなければ、アメリカの税関法規または通関手続、こういうものは、この法規は非常に抵触すると思ふのです。アメリカはだいたい国内法規を直さなければ、その通関手続関係についての旧ガットと新ガットの規定に変化がないとすれば……。特にこれとは違ひますが、だいたい前の条約で通関手続の簡素化についての国際間の条約がありまして、それはだいたい日本も保留しておつて、いつたつたか、ごく最近に旧ガット仮加入の前、ちよつと前くらいに批准したかと思ふのです。それにもアメリカは加盟してありませんし、かなり通関手続については、きやうはちよつと具体的にどうこうと言えないけれども、相当問題があるように思ふのですが、今度はもうすでに結論だけは、アメリカはもう入ると、何らの留保なしに新ガットへは加入するのだといふことはたしかなんぞございませぬ。

○政府委員(北島武雄君) 私はそのように了解いたしております。それからなお念のためつけ加えますが、アメリカにおきまして、先般税関手続の簡素化法案が通過いたしたかと思ひますが、これは何とガットの規定に反するから直したといふのはございませぬ。従来アメリカにおきましてところどころの課税、関税上の評価はどういたしておるか申しますと、輸出の国内価格または輸出の際の輸出価格、そのいずれか高い方を適用するといふのがあつた。これは非常に税関手続としては複雑になるわけございまし

○委員長(青木一男君) 他に御質疑がなければ、本日はこれにて散会いたします。

七月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査のため）の付託は五月十九日）

七月十三日本委員会に左の案件を付託された。

(第一三三三號)(第一三四四號)
 (第一三五五號)(第一三六六號)
 (第一三七七號)(第一三八八號)
 (第一三九九號)(第一五三三號)
 (第一五四四號)(第一七〇〇號)
 (第一七一七號)(第一七二二號)
 (第一七七三號)(第一七四四號)
 (第一七五五號)(第一七六六號)
 (第一七七七號)(第一七八八號)
 (第一七九九號)(第一八〇〇號)
 (第一八一八號)(第一八二二號)
 (第一八三三號)(第一八四四號)
 (第一八五五號)(第一八六六號)
 (第一八七七號)(第一八八八號)
 (第一八九九號)(第一九〇〇號)
 (第一九一一號)(第一九二二號)
 (第一九三三號)(第一九四四號)
 (第一九五五號)(第一九六六號)
 (第一九七七號)(第一九八八號)
 (第一九九九號)(第二〇〇〇號)
 (第二〇〇一號)(第二〇一二號)
 (第二〇二三號)(第二〇四四號)
 (第二〇五六號)(第二〇七七號)
 (第二〇八八號)(第二〇九九號)
 (第二一一〇號)(第二一一一號)
 (第二一二二號)(第二一二三號)
 (第二二八五號)(第二二八六號)
 (第二二八七號)(第二二八八號)
 (第二二八九號)(第二二九〇號)
 (第二三〇三三號)(第二三〇四四號)
 (第二三〇五五號)(第二三〇六六號)
 (第二三〇七七號)(第二三〇八八號)
 (第二三三三三號)(第二三三七七號)
 (第二四〇九九號)(第二四一〇〇號)
 (第二四二八八號)(第二四二九九號)
 (第二四三三三號)(第二四三三三號)
 (第二四三三三號)(第二四三三三號)

第一〇九七号 昭和三十年六月三十日受理

請願者 埼玉県北足立郡上尾町
上尾宿三九九 北西隆

紹介議員 小林 英三君
主党米価対策特別委員会は、本年産

の生産者価格決定に関連し、食糧管
特別会計の赤字補てん財源の確保策
として、三級清酒の設定方を推進して

ると聞くが、もし三級清酒が設定されるならば、全酒類業界は極度の混乱

陥り、多数の倒産者を出すばかりで、酒税収入はかえつて減少し、国

なるから、三級清酒の設定には反対
あるとの請願。

第一〇九八号 昭和三十年六月三十日受理

謝願者 福島県平市南町二九
 山崎元三郎外五十九名

紹介議員 木村 守江君
の請願の趣旨は、第一〇九七号と同
である。

第一〇九九号 昭和三十年六月三十

極清酒設定反対に関する請願

第一一〇〇号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願

請願者 群馬縣新田郡宝泉村大字由良一、七九二島岡酒造株式会社取締役社

長 島岡利雄外二十名
紹介議員 野本 品吉君

第一〇二号 昭和三十年六月三十

三級清酒設定反對に關する請願
請願者 福島県安達郡本宮町字

二十四名
紹介議員 石原幹市郎君

第一一〇二号 昭和三十年六月三十

日受理
三級清酒設定反對に關する請願
請願者 福島県南会津郡田島町

永田六〇三 渡部又八
外二十名
紹介議員 松平 勇雄君

この講願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

日受理
三級清酒設定反対に関する請願

第一一〇四号 昭和三十年六月三十日受理

請願者 福島県会津若松市材木町三 河野善九郎外十九名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同
である。

第一一〇五号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に關する請願
請願者 埼玉県大里郡豊里村新
戒 藤崎惣兵衛外百三

十二名
紹介議員 石川 榮一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同

第一二二一號 昭和三十年六月三十

生命保険の保険料控除額引上げ等に関する請願

三二七 岩井克巳外二
百九十七名

生命保険の所得控除は、昭和二十六年以降毎年引き上げられてきたが、現行

びに諸外国の税法上の取り扱いと比較してはなほ低額であるから、これを

年額二万四千円に引き上げるとともに、死亡保険金の受取人に対する相続税の非課税額現行の五十万圓を百万圓に引き上げられたとの請願。

第一一一二号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 岡山市国富五 桑田真太郎外六百五十五名
紹介議員 榎原 亨君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一三号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 香川県綾歌郡宇多津町 徳山勇外八十七名
紹介議員 白川 一雄君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一四号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 岡山県真庭郡湯原町大字湯本 佐藤員夫外百六十二名
紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一五号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市垣生一六一 岡増一外九十名
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一六号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛媛県松山市大字道後九七五 水口義著外五十六名
紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一七号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 香川県仲多度郡多度津町大字多度津乙四六六 吉田忠男外九十四名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一八号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 兵庫縣城崎郡日高町江原 友田壯一外百四十三名
紹介議員 赤木 正雄君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一一九号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 富山県射水郡小杉町戸破六、三五七 森永四郎兵衛外百七十七名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二〇号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 徳島県三好郡池田町字サラター一、七五三 中村和右衛門外百五十四名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二二号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 秋田県雄勝郡稲庭町字稲庭八〇 佐藤有秀外七十九名
紹介議員 長谷山行毅君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二三号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 富山県滑川市中加積 黒田義弘外九十一名
紹介議員 石坂 豊一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二四号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 香川県坂出市鉄砲町津島英一外八十四名
紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二五号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 香川県高松市丸亀町池田伊三郎外六十四名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二六号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 兵庫縣城崎郡日高町江原五〇 田口とし外百二十名
紹介議員 中山 壽彦君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二七号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 島根県松江市東茶町八 岩橋源三郎外四百六十七名
紹介議員 小瀧 彬君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二八号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 岡山県浅口郡里庄町大字新庄三〇六 磯田剛外五百九名
紹介議員 永井純一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一二九号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市八幡町二九 天江勘兵衛 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三〇号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 兵庫縣姫路市飾西二八二 石見宗男外四百十三名
紹介議員 鹿島守之助君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三一号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡山崎村畑毛七二 吉村秀雄外二百五十三名
紹介議員 野村吉三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三二号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 和歌山県有田郡吉備町大字下津野四三八 平松太一外二百七十二名
紹介議員 永井純一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三三号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡山崎村畑毛七二 吉村秀雄外二百五十三名
紹介議員 野村吉三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三四号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡山崎村畑毛七二 吉村秀雄外二百五十三名
紹介議員 野村吉三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三五号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡山崎村畑毛七二 吉村秀雄外二百五十三名
紹介議員 野村吉三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三六号 昭和三十年六月三十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡山崎村畑毛七二 吉村秀雄外二百五十三名
紹介議員 野村吉三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三三三 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 京都市伏見区南浜町二
四七大倉酒造株式会社
取締役社長 大倉治一
外二十三名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三四号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 京都市東山区古門前通
三吉町 秋山太一郎外
七十五名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三五号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 京都市下京区富小路通
高辻上ル筋屋町一五九
京都銘醸株式会社代表
取締役 大嶋信雄外百
二十三名

紹介議員 大野木秀次郎君 青
山 正一君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三六号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 京都市中京区三条通猪
熊西入 安田揚之助外
九十二名

紹介議員 白波瀬米吉君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三七号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 京都市北東区東一条川
端東入ル 松井治二外
二十一名

紹介議員 山縣 勝見君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三八号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 高知市九反田五〇 竹
村豊之助外二百二十二
名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一三九号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福井県鯖江市下深江
井波五郎三郎外二百十
四名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一五三三 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福岡県田川郡添田町添
田 福井龍作外八十九
名

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一五四号 昭和三十年六月三十日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町
四〇一美少年酒造株式
会社取締役社長 緒方
求也外八十九名

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七〇号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 大分県臼杵市大字下ノ
江 衛藤優外六百十三
名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七二号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区御影町石
屋字辰巳四二〇ノ一
坊垣仙蔵外二百六十八
名

紹介議員 岡崎 眞一君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七二二 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 長崎県南高来郡吾妻村
古城二四一 伊藤眞一
郎外五十二名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七三三 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福井県大野市七周二二
四ノ一二一 南部修三
外十名

紹介議員 雨森 常夫君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七四号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県守山市大字瀬古
一、六四五東春酒造株
式会社取締役社長 佐
藤ひで外百十九名

紹介議員 長谷部ひろ君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七五号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福井市花堂町脇ヶ谷一
二 増永伊太夫外百十
七名

紹介議員 小崎 治和君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七六号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 神戸市灘区大石南町二
ノ一七九酒造有限会
社代表取締役 丸岡裕
一外二百十八名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七七号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 神戸市東灘区魚崎町魚
崎四五二山邑酒造株式
会社代表取締役社長
山邑太左衛門外百六十
一名

紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七八号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 大分県速見郡山香町
小野悦次郎外六十四名

紹介議員 小野 義夫君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一七九号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 大分県中津市大字福島
二、〇六五 如水新次
外百四十六名

紹介議員 一松 政二君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八〇号 昭和三十年七月一日受理

三級清酒設定反対に関する請願
請願者 大分県南海部郡本匠
村 狩生豊外百十九名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八一号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 大分県宇佐郡長洲町
南千代治郎外百七十四名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八二号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 岐阜県大垣市船町四、
〇四八 三輪春雄外百六十名

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八三号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福井県大野市東一番二
二六号一三一 宇野英
雄外十八名

紹介議員 榎原 亨君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八四号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 静岡県掛川市沢田 柴
田こと外二十一一名

紹介議員 高瀬莊太郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八五号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願

請願者 東京都西多摩郡三田村
沢井下分七〇 小沢
望徳外二十二名

紹介議員 片柳 眞吉君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八六号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町大
字福丸 石井邦太郎外
百五十九名

紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八七号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 岡山県吉田郡吉田村大
字久田上原一八 牧野
英一外六百八十九名

紹介議員 島村 軍次君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八八号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 静岡県島田市八、三八
八 八木利一外八十三
名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一八九号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願

請願者 福井県勝山市郡一〇二
佐々木酒造株式会社社
長 佐々木定治外二十
三名

紹介議員 早川 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九〇号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市東町一ノ
一 浅井靖二外七十五
名

紹介議員 山縣 勝見君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九一号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県南設楽郡新城町
字町並一七六 関谷直
次郎外百八十九名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九二号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 岐阜県可児郡可児町羽
崎一、四一八 林伊兵
衛外二百十名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九三号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願

請願者 三重県松阪市大字大黒
田町一三〇 新良猪之
八外三十四名

紹介議員 堀木 鎌三君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九四号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 石川県金沢市元車町八
二 中村栄俊外二百九
十六名

紹介議員 井村 徳二君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九五号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県中島郡稲沢町大
字奥田六、四八二 木
村三千外百三十八名

紹介議員 大谷 謙雄君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九六号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福岡県小倉市大門町九
六 新兵吉外六十三名

紹介議員 劍木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九七号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 京都市東山区三条通白
川橋東入ル五軒町一一
三 安田貞一郎外六十
二名

紹介議員 雨森 常夫君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九八号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県一ノ宮市今伊勢
町馬寄 佐藤常十郎外
三百十三名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第一一九九号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県北設楽郡田口町
関谷晃外百九十名

紹介議員 成瀬 峰治君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡岩倉町大
字稻荷一 山田嘉男外
二百十七名

紹介議員 菊川 孝夫君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇一号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西枇杷
島町 遠山善一外二
百七名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇二号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県犬山市大字羽黒
宇成海郷七〇 吉野茂
二外八十九名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇三号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 愛知県海部郡蟹江町
一、三四二 瀧田太郎
外百四十四名
紹介議員 吉田 萬次君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇四号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 大分県玖珠郡九重町右
田三、三六四 麻生太
一外百八十五名
紹介議員 後藤 文夫君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇五号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 東京都品川区上大崎二
ノ五四五 長部文治郎
紹介議員 土田国太郎君
現行清酒第二級の酒税率は、基準年度（昭和九年から昭和十一年）の七百三倍の高率であるため、酒価がいちじるしく高く基準年度の五百二十倍にも達し

ており、酒類密造の原因もこのような高い酒価に基因しているから、大衆の渴望する清酒第二級の酒税率を大幅に引下げられたいとの請願。
第二二〇六号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 福井県勝山市沢 久保
直正外二十七名
紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇七号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 三重県一志郡久居町木
造飯田酒造株式会社取
締役社長 飯田伊寿生
外七十七名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇八号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（五通）
請願者 岩手県盛岡市鉾屋町
関口市兵衛外八十八名
紹介議員 大矢半次郎君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二〇九号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（五通）
請願者 岩手県岩手郡一方井村
一方井 千葉一外百十七名
紹介議員 鹿島守之助君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一〇号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（五通）
請願者 岩手県宮古市宮古本
町 沢田千代吉外九十
七名
紹介議員 小野 義夫君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一一号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（五通）
請願者 岩手県宮古市津軽石
盛石光蔵外百二十名
紹介議員 小笠原三男君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一二号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（六通）
請願者 岩手県花巻市吹張町
箱崎文弥外百三十三名
紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一三号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（六通）
請願者 岩手県水沢市立町一
三 鈴木良平外百十二
名
紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一四号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 東京都中央区八丁堀四
ノ一 渡辺錫太郎外
十六名
紹介議員 小笠原三男君
全国四万五千人の板金業者（俗称ブリキ屋）は、そのほとんどが手間請負と称する大工同様材料は施工主、あるいは本請負持で実質は工賃のみによつて生計をたてている日雇い労働者であり、何等店舗を有する企業者ではないのであるから、現在板金業者に課せられていた事業税を撤廃しこれら業者の所得税を勤労所得税などの税率に改められたいとの請願。

第二二一五号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 高知県土佐郡土佐村田
井四一八土佐酒造株式
会社社長 伴乙衛外二
百十七名
紹介議員 入交 太藏君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一六号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 静岡県庵原郡由比町入
山二、一五二英君酒造
株式会社社長 望月保
策外三十五名
紹介議員 長島 銀藏君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一七号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 埼玉県本庄市牧西七七
二 相沢達三外二百二
十五名
紹介議員 関根 久藏君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一八号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願（二通）
請願者 兵庫県加西郡泉町若井
五四三ノ二 柏木勲外
百八名
紹介議員 河合 義一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二一九号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 広島県府中市府中町八
六一府中酒造有限会社
取締役社長 勝場敬三
外八十名
紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

第二二二〇号 昭和三十年七月一日
受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡越谷町
大沢一、九九七 中村
昭二外百七十八名
紹介議員 遠藤 柳作君
この請願の趣旨は、第一〇九七号と同じである。

【参議院】

印刷者 大藏省印刷局

昭和三十年七月二十日

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局